

## 令和8年度学童保育所入所申請書について

### ●書類の提出先 入所を希望する学童保育所

- ◆大溝校区学童保育所「なかよしキッズ」TEL0944-75-9611
- ◆木佐木校区学童保育所「太陽のいえ」 TEL0944-75-9775
- ◆大莞校区学童保育所「元気っ子クラブ」TEL0944-33-0362

### ●書類受付期間 11月1日（土）から12月26日（金）まで（日曜・祝日を除く）

※平日は放課後から18時まで

※土曜日・冬休み期間は8時30分から17時30分まで

### ●必要書類

①令和8年度大木町学童保育所入所申込書（兼台帳） ※児童1人につき1枚必要です。

②勤務証明書（お勤めや自営業、農業の方） もしくは  
学童保育所入所理由申立書（出産、疾病や介護の方等）

※申込用紙などに不備があると受付できない場合がありますので記入後必ず確認し提出してください。

### 学童保育所とは？

働くなどの理由で昼間に家庭にいない保護者の子ども達が、放課後や夏休み等の長期休暇期間を異年齢の友だちや支援員と一緒に生活するところ（学校敷地内の専用施設）です。子どもたちは学校が終わると学童保育所へ行き、夕方、仕事が終わった保護者が迎えに来るまでそこで過ごします。

### 入所できる基準

家庭で保育ができない状況にあることを提出書類により確認し、世帯や就労の状況に応じて学童保育所指定管理者が決定します。

【対象児童】町内の小学校に在学している1年生から6年生までの留守家庭児童

【利用期間】原則として令和8年4月1日から翌年3月31日まで。

【入所基準】保護者が次のいずれかの事由に該当すること

- ・就労の場合は、勤務日数が週3日以上又は月12日以上で、月の勤務時間が60時間以上あり、勤務終了時間が15時以降であること
- ・疾病、負傷、障がい等がある場合
- ・産前産後期間（各8週間で該当月の初日から、終了月の月末まで）※育児休業期間は受入れ不可
- ・同居の親族等（長期入院等をしている親族含む）を常時介護又は看護している（月60時間以上）
- ・就学している場合（月60時間以上）
- ・上記のほか、上記に類似する状態であり、大木町が認める場合

### ●問い合わせ 学童保育所指定管理者（株）テノ、コーポレーション（TEL092-263-8040） 大木町教育委員会 こども未来課（0944-32-1066）